

傷病手当金請求の考え方と書き方

令和6年12月5日
新美税務会計事務所

目次

傷病手当金とは

待期期間と支給期間

支給日額について

退職後も継続して給付を受けるためには

申請書記載時に注意するポイント

演習問題



傷病手当金とは

被保険者が病気やケガのために仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活を保障するための制度

支給要件

業務とは関係のない病気やケガのため療養中であること

仕事につけないこと（医師が労務不能と認めた場合）

3日連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること

会社から給与（報酬）の支払いがないこと

在職中の場合、～ をすべて満たせば、入社して間もない方でも支給を受けることができます

半日勤務や短時間勤務は労務不能と認められないので、支給を受けることはできません

待期期間と支給期間

待期期間

3日間連続して休んだことを「待期期間」と言い、4日目から支給されます

有給休暇や公休日も待期期間とすることができます（医師が労務不能と認めていることが必要）

【例1】 欠勤 欠勤 欠勤

【例2】 公休 公休 欠勤

【例3】 有給 有給 有給

【例4】 早退 欠勤 欠勤

【例5】 欠勤 出勤 欠勤 欠勤 欠勤

3日連続して休んでいる → 「待期期間」完成

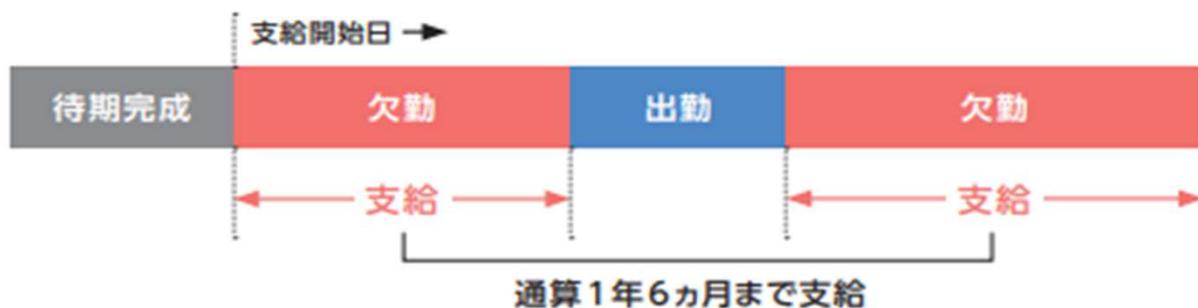
【例4】勤務時間中に、業務外の事由による傷病のため仕事につけなくなり、その後の仕事を休んだ場合は、その日を含め3日連続して休むと「待期期間」完成

出勤を挟んだので、最初の3日間では「待期期間」が未完成
3日目から3日連続して休んでいる
→ 「待期期間」完成

待期期間と支給期間

支給期間

同じ原因の傷病について、**支給開始日から「通算して」**1年6か月を限度として支給されます



支給期間中に途中で出勤するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から「起算して」1年6か月を超えても、支給の対象になります